

# 食品衛生情報 ふくおか

発行所

公益社団法人 福岡県食品衛生協会  
電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613  
e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp

令和3年10月25日(月) 2021 年度第7号

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17  
トーカン博多第5ビル 705号  
ホームページ: <http://www.fukuokaken-shokkyou.jp>

## ～ノロウイルス食中毒予防強化期間が 始まります!! (11月1日～1月31日)～

本年度も公益社団法人日本食品衛生協会主催の下、「ノロウイルス食中毒予防強化期間」が実施されます。

ノロウイルスによる食中毒は、年間を通して発生しており、特に冬期に多発し、大規模な集団食中毒も発生しています。

このような状況の中、ノロウイルスによる食中毒を未然に防止し、消費者の食への不安を解消するため、11月から1月までの3か月間を、ノロウイルス食中毒予防強化期間と定め、全国の食品衛生協会と連携して、食品等事業者の自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、ノロウイルスに関する的確な情報を提供し、消費者と事業者が、相互に情報を共有する事業を一層強力に推進するものです。

細菌性食中毒の予防には「①つけない、②増やさない、③やっつける」の3原則ですが、ノロウイルスによる食中毒予防は次の4原則が必要です。

- ①持ち込まない（調理施設に持ち込まない）
- ②拡げない（調理施設を汚染させない）
- ③加熱する（加熱して死滅させる）
- ④つけない（食品を汚染させない）

食品汚染の原因となる手指に付着したノロウイルスは、もともとふん便や嘔吐物又はこれらの汚染を受けた環境から一次的に付着したものです。これらは適切な手洗いで落とすことが出来ます。この期間特に食品取扱い者の健康管理や確実な手洗い、調理器具等の消毒に努めましょう！

## 「労働保険の加入はお済みですか？」

### ～安心して働ける 職場づくりの第一歩～

労働者(パート・アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、政府が管掌する労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上に被災した場合に事業主に代わって補償を行います。

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付を行うほか、在職者を対象とした雇用継続給付や教育訓練給付、また、失業の予防や雇用機会の増大を図る事業主に対して、一定の要件により各種助成金の支給を行います。

まだ、加入手続きがお済みでない事業主の方は、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きを行ってください。

#### 【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅前2-11-1 福岡合同庁舎新館5階  
福岡労働局総務部労働保険徴収課  
TEL 092-434-9835

福岡労働局ホームページ <http://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

# ～食品等事業者の皆さまへお知らせ～

令和3年6月1日時点で食品衛生法第57条第1項の規定による届出をしなければならない営業を営んでいる方は、令和3年11月30日までに届出をしなければならないことになっています。そこで、厚生労働省のリーフレット(一部加工)を掲載して改めてお知らせします。

食品等事業者の皆さまへ

## 「営業届出」を行っていますか？

令和3年6月1日に制度スタート！

令和3年6月1日の時点で届出営業※をしていた事業者は、**令和3年11月30日（施行から6か月以内）**までに届け出てください。

※ 「許可営業」及び「届出対象外営業」に該当しない営業

届出営業を営む場合には、管轄の保健所に次の事項を記載した「届出書」を提出する必要があります。

### 【届出書の記載事項】

- ① 届出者の氏名
- ② 施設の所在地および名称、屋号または商号
- ③ 営業の形態および主として取り扱う食品等に関する情報
- ④ 食品衛生責任者の氏名



詳細はこちら

### 届出が必要な営業種別

営業の種別		
許可営業	届出営業	届出対象外営業
<b>食品衛生法施行令第35条に規定される32業種</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1 飲食店営業</li><li>2 調理の機能を有する自動販売機</li><li>3 食肉販売業</li><li>4 魚介類販売業</li><li>5 魚介類競り売り営業</li><li>6 集乳業</li><li>7 乳処理業</li><li>8 特別牛乳搾取処理業</li><li>9 食肉処理業</li><li>10 食品の放射線照射業</li><li>11 菓子製造業</li><li>12 アイスクリーム類製造業</li><li>13 乳製品製造業</li><li>14 清涼飲料水製造業</li><li>15 食肉製品製造業</li><li>16 水産製品製造業</li><li>17 水雪製造業</li><li>18 液卵製造業</li><li>19 食用油脂製造業</li><li>20 みそ又はしょうゆ製造業</li><li>21 酒類製造業</li><li>22 豆腐製造業</li><li>23 納豆製造業</li><li>24 麺類製造業</li><li>25 そうざい製造業</li><li>26 複合型そうざい製造業</li><li>27 冷凍食品製造業</li><li>28 複合型冷凍食品製造業</li><li>29 漬物製造業</li><li>30 密封包装食品製造業</li><li>31 食品の小分け業</li><li>32 添加物製造業</li></ol>	<b>許可営業</b> 及び <b>届出対象外営業</b> に該当しない事業者は、 <b>管轄の保健所に営業届出をする必要があります。</b>  <b>！ 許可営業者が届出営業も営む場合にも届出が必要です！</b>  <b>！ 営業届出は、オンライン上で提出することができます！</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 食品又は添加物の輸入業</li><li>◆ 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は除く。）</li><li>◆ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業</li><li>◆ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業</li><li>◆ 器具容器包装の輸入又は販売業</li></ul>

大

公衆衛生への影響

小